

写

消保第473号

平成30年7月15日

一般社団法人

大分県産業資源循環協会長 殿

大分県生活環境部防災局消防保安室長

災害廃棄物において火薬類を発見した場合の対応の徹底について（注意喚起）

貴職におかれましては、日頃より、県政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度の平成30年7月豪雨においては、7月15日現在、死者・行方不明者が230名に上るなど、西日本を中心に全国的に甚大な被害が発生していますが、被災から1週間以上経過し、消防・警察・自衛隊・災害ボランティア等により復旧に向けて懸命な作業が続いています。

そうした中、7月13日に大雨に伴う災害廃棄物の集積場として利用されている岐阜県関市のグラウンドで、「成分の一部が溶け出したダイナマイト」と「雷管が付いた導火線」が運搬箱の中に入った状態で発見されました。

火薬類は、火薬類取締法に基づき、適切な管理が求められています。火薬類の種類によっては、衝撃により爆発する危険性もあるため、慎重に取り扱う必要があります。

つきましては、災害廃棄物中にダイナマイト等の爆発の危険性のある火薬類を発見した場合は、みだりに触れたり移動させたりせず、速やかに警察に通報するよう、貴協会会員あて注意喚起をお願いいたします。

【担当】消防保安室 保安班 本山

TEL：097-506-3159

FAX：097-533-0930

E-mail：ksnji-motoyama@pref.oita.lg.jp